

経済安全保障の課題と展望

安全保障と経済を 一体のものとして捉える

経済安全保障は、近年注目を集めている新しい課題です。私は、経済安全保障担当大臣に就任する以前から、自民党政調会長として、また経済安全保障対策本部長として、経済安全保障には問題意識を持って議論を進めてきました。その背景には、安全保障と経済を一体のものとして捉え、政策を組み立てていかなければ、国益の確保がおぼつかなくなると

いう危機感がありました。

具体的には、まず、サプライチェーンの問題があります。グローバル化の進展に伴う産業構造の変化を背景として、サプライチェーンの多様化が進み、世界各国で重要な物資の他国への依存と、それに伴う供給リスクの高まりが顕在化しています。とりわけコロナ禍においては、脆弱性がさらに浮き彫りとなり、国民生活や経済活動を脅かす事態に発展した事例もありました。また、世界的に不足している半導体は、多くの産業に必

経済安全保障担当大臣

高市早苗

たかいち さなえ



要不可欠であり、データ駆動型社会を支えていくうえで根幹となるものの1つです。日本は一定の優位性を持っており、このサプライチェーンをさらに強靱化していくことは極めて重要です。

次に、先端的な技術の獲得を巡る動向が注目されています。これには、2つの側面があり、1つは、日本がいかに技術を開発できるかという点、もう1つは、日本の技術をどのように守るかという点です。AIや量子といった技術はデュアルユースであり、民生技術

図表 経済安全保障推進法の概要
(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)

法律の趣旨			
国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。 ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。			
法律の概要			
1. 基本方針の策定等（第1章） 国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。			
特定重要物資の指定 ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	事業者の計画認定・支援措置 ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定。 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援	政府による取組 ・特別の対策を講ずる必要がある場合、所管大臣による備蓄等の必要な措置	その他 ・所管大臣による事業者への調査
3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章） 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。			
審査対象 ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	事前届出・審査 ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）	勧告・命令 ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令	
4. 先端的な重要技術の研究開発に関する制度（第4章） 先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民併走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。			
国による支援 ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	官民パートナーシップ（協議会） ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等 ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務	調査研究業務の委託（シンクタンク） ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を定める	
5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章） 安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。			
技術分野等によるスクリーニング（第一次審査） ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	保全審査（第二次審査） ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮	保全指定 ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等	外国出願制限 補償
施行期日			
・公布（令和4年5月18日）後6月以内～2年以内 ※段階的に施行			

として経済社会に大きな影響を及ぼすと同時に、軍事に使用されて安全保障に本質的な変化をもたらす可能性もあります。日本が中・長期的に国際社会において確固たる地位を確保し続けるために、諸外国と伍する形で研究

開発を進めるための制度を整備する必要がありますし、技術が不当に海外に持ち出され、よもやそれが私たちが狙うような兵器に転用されるようなことのないようにする必要があります。

出所：内閣府

サイバー攻撃の脅威は高度化・複雑化している

また、私が長きにわたり取り組んできた、サイバーセキュリティの問題があります。社会全体でDXが進展し、国民生活の利便性は飛躍的に向上していますが、同時に、全世界的にサイバー攻撃の脅威は高度化・複雑化しています。2021年に米国のパイプライン事業者の管理システムがサイバー攻撃を受けて全パイプラインの操業が長期間停止した事案など、基幹インフラ事業に対する脅威も増大しています。日本においても、2022年9月、e-GOVをはじめ20を超える政府機関の情報システムや民間鉄道事業者等のウェブサイトが、「キルネット」と呼ばれるハッカー集団からのサイバー攻撃を受けて一時閲覧ができなくなる事案など、政府・民間企業等が対象となったサイバー攻撃事案が発生しています。

こうした情勢変化に適切に対応し、我

が国として、経済安全保障を確保するために、経済構造の自律性の向上、日本の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保に向けた取り組みを推進しながら、同志国との協力を拡大・深化させていくことが必要です。

2021年10月の岸田政権発足に伴い、初めて経済安全保障担当大臣が置かれて、2022年5月には「経済安全保障推進法」も成立し、日本の経済安全保障の取り組みは、重要な第一歩を踏み出しました。

「経済安全保障推進法」は、①サプライチェーン強靱化、②基幹インフラ業務の安全性・信頼性向上、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願非公開、の4本柱で構成されています。8月にサプライチェーン強靱化と重要技術開発支援の分野が前倒しで施行され、9月には法律全体の実施に係る基本方針とサプライチェーンと重要技術の基本指針が閣議決定されるなど、法律の本格的な実施のためのステップを着実に進めています。この法律を、実効力を伴う法制度として確立するべく、作

業をさらに進める必要があります。

また、経済安全保障の課題は変化のスピードが速く、多岐にわたるため、今後の情勢の変化を見据え、さらなる課題について不断に検討を行っていかねばなりません。

課題の1つは、重要な技術情報などを取り扱う者への資格付与(セキュリティクリアランス)の問題です。これは、「経済安全保障推進法」成立時の附帯決議で示され、また私も政調会長として審査に携わった「骨太方針2022」でも示された通り、検討していかねばならない課題です。クリアランス制度は、個人の情報に対する調査を含むものですから、こうした制度に対する国民の皆さまのご理解の醸成の度合いを十分に検証しつつ、大臣として議論を前に進めたいと考えています。

経済安全保障に対する意識の醸成が重要である

こうした取り組み全体を進めるにあたっては、企業の経済活動は原則自由という大前提に立つたうえで、政府は、これを大きく阻害

することのないようにすることが重要です。

また、政府だけの取り組みでは限界があり、民間企業において、経済安全保障に対する意識を醸成し、必要な取り組みを進めていただくことが重要であると考えています。例えば、経済安全保障を担当する部署を置く、サプライチェーン強靱化のための取り組みを強化する、技術流出防止のための取り組みを強化する、などの動きがあることを歓迎しています。これらの取り組みと政府の措置によって、経済面から国家および国民の安全が確保されることが重要です。

年々、高度化・巧妙化するサイバー攻撃の脅威に対しても、官民が丸となって、不断にサイバーセキュリティを強化していく必要があります。

政策内容の周知・広報に努めつつ、今後とも、事業者の皆さまとの間でしっかりと連携を図ってまいりたいと考えています。